

北海道農村地域産業導入基本計画の新旧対照表

令和5年4月

変更後	変更前
<p><u>第1 計画策定の基本的な考え方</u></p> <p><u>1 計画策定の趣旨</u></p> <p>北海道の農業・農村は、地域の特色を活かした多様な農業経営が展開され、食品加工や生産資材、農業機械、観光など他産業とも深く結び付き、地域の経済と社会を支える重要な役割を担っている。</p> <p>しかしながら、農村においては、担い手の減少や高齢化の進行により、農業生産の減退やコミュニティの活力低下が懸念されており、農村の豊かな地域資源を最大限活用した新たな価値の創出や農業関連産業の導入等を通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進し、豊かさと活力ある農村の構築を図る必要がある<u>ことから、この基本計画を策定するものである。</u></p> <p>【削除】</p> <p>【削除】</p>	<p><u>前文</u></p> <p>北海道の農業・農村は、地域の特色を活かした多様な農業経営が展開され、食品加工や生産資材、農業機械、観光など他産業とも深く結び付き、地域の経済と社会を支える重要な役割を担っている。</p> <p>しかしながら、<u>今日</u>、農村においては、担い手の減少や高齢化の進行により、農業生産の減退やコミュニティの活力低下が懸念されており、農村の豊かな地域資源を最大限活用した新たな価値の創出や農業関連産業の導入等を通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進し、豊かさと活力ある農村の構築を図る必要がある。</p> <p><u>(農業の現状)</u></p> <p><u>本道の農業は、地域経済を支える重要な産業であり、また、我が国最大の食料供給地域として大きな役割を果たしてきたが、農家戸数は年々減少を続け、また農業従事者の高齢化、後継者不足など多くの課題を抱えており、経済のグローバル化や農産物貿易の自由化の進展等により、安価な輸入農産物や農産加工品の流入による農産物価格の低迷など、厳しい経営環境にある。</u></p> <p><u>一方、人口減少やライフスタイルの変化など国内の食市場の縮小が指摘される中で、アジア諸国等を中心に海外の食関連市場の拡大が見込まれるほか、平成28年度には外国人来道者数が過去最高の230万人となり、四季折々の多彩な景観や安全・安心な食などが高く評価されているなど、本道の優位性を活かしたアジア諸国の経済成長の取り込みが期待されるとともに、近年の田園回帰や官民をあげた都市との交流促進、道内市町村が実施する体験移住などによる交流人口の拡大が期待される。</u></p> <p><u>このような情勢を踏まえ、今後とも本道農業・農村を持続的に発展させ、活力ある農村社会を築いていくためには、農業・農村を支える多様な担い手の育成・確保、需要に応じた安全・安心な食料の安定的な生産と供給、6次産業化や地域の特色を活かしたブランド化の推進のほか、農村地域における定住条件の整備に積極的に取り組んでいく必要がある。</u></p> <p><u>(産業の現状)</u></p> <p><u>本道の産業構造は、豊富な農林水産資源が存在することから全国に比べ農林水産業のウエイトが高く、農業産出額、漁業生産額及び木材生産の産出額は、全国一の規模を誇る。一方、製造業のウエイトは全国に比べて低く、製造業の主力である食品工業は、工業出荷額割合が全国に比べて高いウエイトになっているのに対し、加工組立型産業出荷額のウエイトは全国より低くなっている。</u></p>

【削除】

ただし、近年、自動車産業関連企業の相次ぐ進出が見られるほか、こうした企業との取引を広げる企業や、農林水産業の作業の効率化・高付加価値化を支える機械を製造するものづくり企業が多数存在しているところであり、少子高齢化の進行に加え、国の成長戦略や東北の自動車生産拠点化に伴う新たなサプライチェーンの形成などといった動きを踏まえ、これらの環境変化に即応することが求められている。

本道には、すばらしい地域資源が豊富に存在するが、それらを活かし切れておらず、地域の市町村、民間事業者、経済団体等が一体となった取組や、個別の市町村が持つ地域資源を活かすため、地域を越えた連携の取組、さらには業種を越えた専門分野の融合による新商品開発を行っている取組が見られるが、成功例は少なく、様々な連携による事業展開の必要性が提起されている。

特に、本道においては、「食」・「観光」分野は、全国に比べ非常に高い優位性がある資源を数多く有し、成長分野として更なる発展が見込まれることから、「食関連産業」、「観光関連産業」を戦略成長分野と位置付け、取組の強化を図っていくことが適当である。

(雇用の状況)

本道では、全国を上回るペースで人口減少や少子高齢化が進行し、生産年齢人口、労働力人口ともに減少傾向にある。

このような中、本道の雇用情勢は、リーマンショックなどによる景気後退により、大きく悪化していたが、その後の景気回復により有効求人数は増加しており、平成28年度の有効求人倍率は統計調査開始以来、最も高い1.04倍となり、上昇を続けている。

また、完全失業者数は長期的には低下傾向にあり、平成28年度の完全失業率は3.6%となるなど、雇用情勢は引き続き改善していると考えられる。

しかし、本道の雇用情勢が改善する中、農業をはじめ幅広い産業において雇用のミスマッチが生じ、人手不足が深刻な問題となっており、こうしたミスマッチを解消することは、有能な人材の確保や多様な人材の就業促進を図る観点からも重要である。

また、本道では、若年者を中心とした働き手の道外への転出超過が続いており、こうした状態に歯止めをかけるためには、地域における雇用を創出して就業の場を確保し、道内への定着を促進するとともに、U・I・Jターンにより人材を誘致するなど地域産業を支える人材の確保が重要となっている。

(農村地域への産業導入の実態)

道は、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第4条第1項の規定に基づく北海道農村地域工業等導入基本計画を定め、農業と工業等（工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。以下同じ。）との均衡ある発展と雇用構造の高度化を図るため、農村地域への工業等の導入促進に努めてきた。

この結果、平成28年3月現在、道内53市町村が法第5条第1項の規定に基づく農村地域工業等導入実施計画（以下「実施計画」という。）を策定しており、工業等の導入を進めてきたが、これら市町村の実施計画では、1,250haが工業等導入用地として計画され、平成26年時点で、そのうちの約6割に当たる793haで604企業が操業している状況にある。

2 産業導入の状況

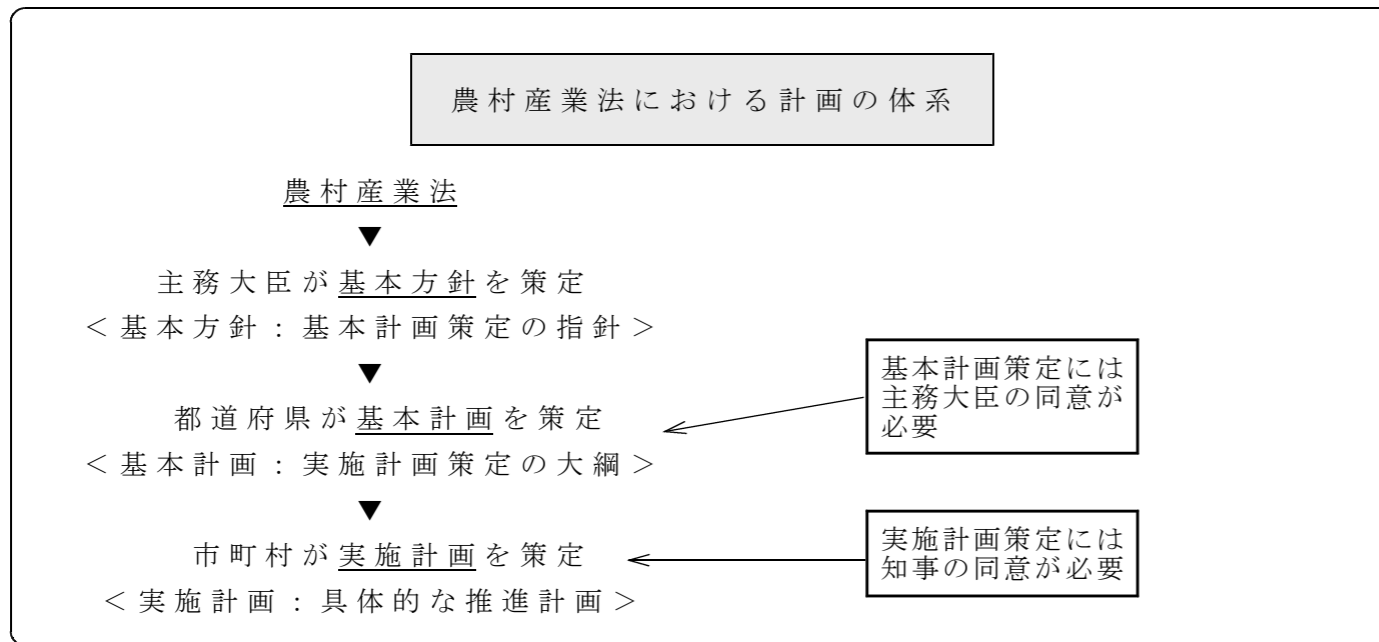
これまで道は、「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）」（以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づく「北海道農村地域産業導入基本計画」（以下「基本計画」という。）を定め、農業と工業等（工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。）との均衡ある発展と雇用構造の高度化を図るため、農村地域への産業の導入促進に努めてきた。

産業の導入を進めるに当たっては、市町村が法第5条第1項の規定に基づく「農村地域産業導入実施計画」（以下「実施計画」という。）を定めて行うものであり、法が制定された1970年代に45市町村が策定したのをピークに、その後新たに計画を

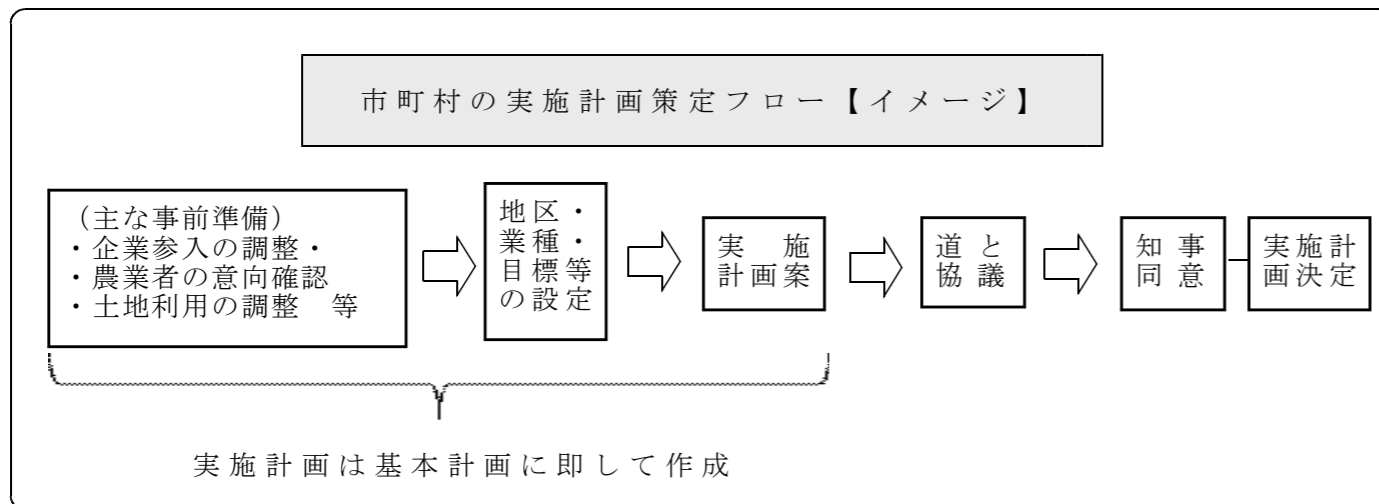
策定する市町村は減少し、2009年を最後に新規で計画策定をした市町村はなく、令和4年3月末現在、計画策定市町村数は53市町村となっている。

また、道内においては、令和3年3月末現在、1,221haが産業導入用地として計画され、そのうちの約7割に当たる832haで664企業が操業している状況にある。

【下図新設】



【下図新設】



3 産業導入の基本的な方向

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第12次地方分権一括法）」の制定に伴い、令和4年5月20日に法が改正・施行され、都道府県の基本計画で定める「導入すべき産業の業種」に関する規定が廃止された。

（今後の農村地域への産業導入の考え方）

今般、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成29年法律第48号）の制定により、産業の業種に係る法律上の限定が廃止されたことから、地域の農業者の安定した就業機会が確保され、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等が図られるなど、農業と農村地域に導入される産業（以下「導入

これに伴い、国は「農村地域への産業の導入に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）の変更及び「農村地域への産業の導入に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の改正を行い、基本計画に「市町村が実施計画で定める導入すべき産業の業種についての選定の考え方」を明記することとされた。

道としては、法改正等に基づいた対応をすることとし、今後とも、農村地域の様々な農業者や地域住民が、地域で住み続けられるよう農業を魅力ある産業にしていくとともに、農家レストラン、農泊等の地域資源を活用した農業関連産業をはじめ、成長性と安定性のある産業の立地・導入などを通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進し、魅力ある農村づくりと担い手に対する農地の集積・集約化等の農業の構造改善を進めていく。

【削除】

4 計画の見直し

基本計画は、法や国の基本方針、ガイドライン等の改正、農村地域の産業の導入に影響を与える社会経済情勢の変化などが生じたときには、必要に応じて見直すものとする。

第2 設定すべき目標、土地利用調整の方針及び目標達成等に必要な事項

法で定められた基本計画に記載すべき内容である「設定すべき目標」、「土地利用調整の方針」及び「目標達成等に必要な事項」については、次のとおりとする。

1 農村地域への産業導入の目標

(1) 農村地域の範囲

この計画の対象とする農村地域の範囲は、法第2条で定める地域（以下「農村地域」という。）とする。

産業」という。）との均衡ある発展が図られる業種を、国が公表した農村地域への産業の導入に関する基本方針（以下「基本方針」という。）や本基本計画等に即しながら、市町村が実施計画において定めることとされた。

今後は、改正後の農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（以下「農村産業法」という。）に基づき、農村地域の様々な農業者や地域住民が、地域で住み続けられるよう農業を魅力ある産業にしていくとともに、食関連産業や観光関連産業など本道の強みを活かした戦略的産業をはじめ、それぞれの地域特性や地域資源を見だし、その強みを活かした産業全般の導入に努め、地域の雇用創出力を高めるなど、担い手に対する農地の集積・集約化等の農業の構造改革を進めると同時に魅力ある農村づくりを進めていく必要がある。

（基本とする産業の業種）

本道は、農林水産業・食関連産業、観光関連産業などの移輸出型産業に比較優位があり、これらの産業を今後の本道経済における戦略的産業として育成していくことが重要である。

加えて、本格的な人口減少時代にあって地域経済の活力を高めるためには、移輸出型産業と地域が必要とする生活サービス等を供給する地域消費型産業とがバランス良く成長していくことが必要である。

また、農村地域における安定的な所得及び雇用の確保は、人々の定住を促進するための前提条件であり、各地域の発展に向けて、北の優位性の活用や既存の産業集積の活用を含め、それぞれの地域特性や地域資源を見だし、その強みを活かした産業全般の振興を図ることにより、農村地域全体の雇用創出力を高めることが必要である。

こうしたことを踏まえ、今後、農村地域へ導入すべき産業の業種については、従前の農村地域工業等導入促進法の対象業種であった工業等に加え、農林水産業・食関連産業、観光関連産業、その他地域の強みを活かした産業や地域消費型産業等を基本とする。

（目標年次）

平成29年8月に変更・公表された国の基本方針に即し、平成33年度を目標年次として農村地域への産業の導入を促進する。

1 導入すべき産業の業種その他農村地域への産業導入の目標

(1) 農村地域の範囲

この計画の対象とする農村地域の範囲は、法第2条で定める地域（以下「農村地域」という。）とする。

【下図新設】

農村地域（法第2条で定める地域）

- 農村地域は、農業振興地域、振興山村及び過疎地域のいずれかを含む市町村のうち、①人口20万人以上の市と、②人口10万人以上で人口増加率が全国平均より高い市とを除いた市町村をいう。※人口、人口増加率は国勢調査の数値を使用
- ただし、平成13年以後において行われた市町村合併により①②で除外された市は、平成12年12月31日における市町村（旧市町村）のうち、①②に該当しない旧市町村の区域が農村地域となる。

【参考】道内は176市町村が農村地域に該当（令和3年11月30日現在）

(2) 産業導入の基本的な考え方

農村地域における土地利用に関する計画等による農村振興の方向に即し、地域社会との調和、公害の防止等の環境の保全、農村地域の景観との調和及び農業を始めとする地域産業との協調に留意しつつ、農村地域に成長性と安定性のある産業の導入を図る。

なお、農村地域のうちで、環境保全の観点から別表1に掲げる地域及び地区については産業の導入を避け、別表2に掲げる地域及び地区については産業の導入を極力避けることとする。

(3) 導入すべき産業の業種の選定の考え方

導入すべき産業の業種は、次の選定の考え方に基づき、市町村が定める実施計画において具体的に記載するものである。

ア 地域における就業効果が見込め、地域の農業者の安定した就業機会が確保される業種であって、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等が図られるものなど、農業と導入産業との均衡ある発展が図られる業種を選定すること。

この場合において、安定的な就業機会及び雇用の質の確保を図るため、常用雇用者が常駐化しない業種や就業機会が創出されるとしても雇用創出効果に比して広大な用地を要する形態の業種については選定しないよう留意するものとする。

なお、「農業と導入産業との均衡ある発展」には、農村地域における労働力の効率的かつ適正な配分を行う雇用構造の高度化に資することも含まれる。

イ 地域の実情を踏まえ、地域社会との調和が図られるよう配慮して業種を選定すること。

(2) 産業導入の基本的な考え方

農村地域における土地利用に関する計画等による農村振興の方向に即し、地域社会との調和、公害の防止等の環境の保全、農村地域の景観との調和及び農業を始めとする地域産業との協調に留意しつつ、農村地域に成長性と安定性のある産業の導入を図る。

なお、農村地域のうちで、環境保全の観点から別表1に掲げる地域及び地区については産業の導入を避け、別表2に掲げる地区については産業の導入を極力避けることとする。

(3) 導入すべき産業の業種

導入すべき産業の業種については、当該産業の立地・導入により、地域において安定した就業機会が確保され、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等が図られるなど、農業と導入産業との均衡ある発展が図られるものであることが必要である。なお、導入の対象となる「産業」には農業用施設において営まれる農業も含まれる。

この場合において、地域の産業構造等の実情を踏まえるとともに、公害のおそれのない業種又は公害防止設備を完備した企業の導入を図るなど、環境保全に配慮する。

現段階で導入すべき具体の業種については、国が定めた「農村地域への産業の導入に関するガイドライン」及び「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく基本計画策定に当たっての留意点について」に即して選定し、別表3のとおりとする。

選定に当たっては、地域の就業構造、農業者と立地企業双方のニーズ等を踏まえるとともに、産業の導入により地域社会との間に軋轢が生じることがないように留意するものとする。

ウ 公害のおそれのない業種を選定するなど、環境保全に配慮すること。

選定に当たっては、周辺地域の他産業や住民の事業環境・生活環境への影響に懸念が生じないように、市町村の都市計画の方針に適合するものであることを確認するとともに、やむを得ず広域的に大規模な集客性のある施設を導入する場合には、周辺環境や土地利用、広域的な交通流態等に重大な影響を及ぼすこととならないよう留意するものとする。

エ 農家レストラン、農泊等の地域資源を活用した産業については、農村全体の雇用と所得向上を図る上で特に重要であるため、業種を選定に当たってはその積極的な導入が促進されるよう配慮すること。

オ 導入の対象となる「産業」には農業用施設において営まれる農業も含まれるため、その導入を目的とする場合には農業を業種として選定することも認められること。

(4) 産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方

農業構造の改善を図ろうとする地域は、農村地域内の農業振興地域とし、地域の農業者の安定した就業機会を確保し、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農業の集積・集約化等を図る。

産業導入地区の区域は地番単位で設定することとし、区域の設定及び見直しに当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 区域の設定

(ア) 各種土地利用計画との調整を行うこと

国土利用計画（北海道計画）、北海道土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画、市町村森林整備計画、公園計画、自然環境保全地域等の各種の土地利用計画との調整を行うこととし、実施計画の策定部局は、法第5条第6項に定める協議を行う場合には、あらかじめ都市計画、農業振興地域整備計画等の担当部局と十分に調整し、その内容を実施計画に反映させるものとする。

(イ) 過去に造成された工業団地等の活用を優先すること

市町村は、産業導入地区の区域を定める際に、過去に造成された工業団地及び再生利用が困難な荒廃農地を含め活用されていない土地が存在する場合には、その活用を優先するほか、こうした土地について把握を行うとともに、把握した情報を体系化し、事業者適切に開示すること。

(ウ) 立地ニーズや事業の実施見通しを踏まえること

産業導入地区への立地を想定していた事業者が立地を取りやめたり、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないように、具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえて区域を設定することとする。

イ 区域の見直し

産業導入地区の区域の見直しに当たっては、企業の立地ニーズや地域の社会

(4) 産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方

農業構造の改善を図ろうとする地域は、農業振興地域を対象に、札幌市、旭川市、帯広市、苫小牧市及び旧函館市（平成16年11月30日における区域）を除く全域とし、地域の農業者の安定した就業機会を確保し、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農業の集積・集約化等を図る。

産業導入区域の設定に当たっては、国土利用計画（北海道計画）、北海道土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画、市町村森林整備計画、公園計画、自然環境保全地域等の各種の土地利用計画との調整を行うこととし、実施計画の策定部局は、農村産業法第5条第6項に定める協議を行う場合には、あらかじめ都市計画、農業振興地域整備計画等の担当部局と十分に調整し、その内容を実施計画に反映させるものとする。

なお、産業導入地区の区域は、地番単位で設定することとする。

また、市町村は、産業導入地区の区域を定める際に、過去に造成された工業団地及び再生利用が困難な荒廃農地を含め活用されていない土地が存在する場合には、その活用を優先するほか、こうした土地について把握を行うとともに、把握した情報を体系化し、事業者適切に開示すること。

さらに、産業導入地区への立地を想定していた事業者が立地を取りやめたり、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないように、具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえて区域を設定することとする。

産業導入地区の区域の見直しに当たっては、企業の立地ニーズや地域の社会構造の変化等により産業導入地区の区域の変更が市町村の担当部局で調整した結果、必要と判断した場合に行うものとし、その際には道に協議する。

なお、既に実施計画を定めた地区であって、実施計画策定後相当の期間を経て、いまだ産業の導入が行われていない地区においては、速やかに産業が導入されるよう誘導するほか、必要に応じて、実施計画の見直しを行い、規模の縮小または

構造の変化等により産業導入地区の区域の変更が市町村の担当部局で調整した結果、必要と判断した場合に行うものとし、その際には道に協議する。

なお、既に実施計画を定めた地区であって、実施計画策定後相当の期間を経て、いまだ産業の導入が行われていない地区においては、速やかに産業が導入されるよう誘導するほか、必要に応じて、実施計画の見直しを行い、規模の縮小又は実施計画の廃止等の必要な措置を行う。

また、当該土地の立地条件を考慮して農業上の土地利用を図ることが適当と思われる地区については、農業上の土地利用が図られるよう調整する。

(5) (省略)

2 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

農村地域への産業の導入に伴い増加する労働力需要に対しては、導入産業の特質に応じ、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）や地域住民等からの労働力を優先的に充てることにより、これらの者の安定した就業機会の確保を図る。

この場合において、市町村は、地域社会の年齢構成、男女比率、労働力需給の状況等を勘案しつつ、農業従事者等の就業の意向を把握し、農業以外の産業に就業を希望する中高年齢者就業の円滑化、非正規労働者の地元における安定就業の促進並びに新規学卒者を始めとする若年層の定着化を図る。

また、労働条件面で若年層に魅力ある雇用機会づくりに配慮するとともに、適正な労働条件の確保、労使関係の安定促進及び労働者の安全と健康が確保される職場環境の整備並びに田園回帰の動きに対応したU・I・Jターン等の移住希望者の移住の促進による人材の地方環流の円滑化に努める。

3 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

農村地域及びその周辺の地域における自然的、経済的、社会的諸条件、需要の動向及び地域の特性に対応した農業生産の方向を考慮し、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）や農林水産業・地域の活力創造プラン

（平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和4年6月改訂）、第6期北海道農業・農村振興推進計画（令和3年3月策定）で示された政策の方向に即し、農業構造の改善を図るよう努める。

この場合、特に不安定な就業状態にある農業従事者等の地元における安定した就業の場の確保に努めるとともに、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に規定する認定農業者や地域農業を支える農業法人等を育成・確保し、これらの経営体に、できるだけ面的にまとまりをもった形での農用地の集積・集約化を進めるなど、国際化に対応し得る生産性の高い農業の確立に努める。具体的には、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する基本構想の内容や、「地域計画（人・農地プラン）」の内容等に留意しつつ、農地中間管理機構を活用した認定農業者等の担い手への農地の集積・集約化を加速し、経営規模の拡大を図ること

実施計画の廃止等の必要な措置を行う。

当該土地の立地条件を考慮して農業上の土地利用を図ることが適当と思われる地区については、農業上の土地利用が図られるよう調整する。

(5) (省略)

2 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

農村地域への産業の導入に伴い増加する労働力需要に対しては、導入産業の特質に応じ、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）や地域住民等からの労働力を優先的に充てることにより、これらの者の安定した就業機会の確保を図る。

この場合において、市町村等は、地域社会の年齢構成、男女比率、労働力需給の状況等を勘案しつつ、農業従事者等の就業の意向を把握し、農業以外の産業に就業を希望する中高年齢者就業の円滑化、非正規労働者の地元における安定就業の促進並びに新規学卒者を始めとする若年層の定着化を図る。

また、労働条件面で若年層に魅力ある雇用機会づくりに配慮するとともに、適正な労働条件の確保、労使関係の安定促進及び労働者の安全と健康が確保される職場環境の整備並びに田園回帰の動きに対応したU・I・Jターン等の移住希望者の移住の促進による人材の地方環流の円滑化に努める。

3 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

農村地域及びその周辺の地域における自然的、経済的、社会的諸条件、需要の動向及び地域の特性に対応した農業生産の方向を考慮し、食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）や農林水産業・地域の活力創造プラン

（平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成30年6月改訂）、第5期北海道農業・農村振興推進計画（平成28年3月策定）で示された政策の方向に即し、農業構造の改善を図るよう努める。

この場合、特に不安定な就業状態にある農業従事者等の地元における安定した就業の場の確保に努めるとともに、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に規定する認定農業者や地域農業を支える農業法人等を育成・確保し、これらの経営体に、できるだけ面的にまとまりをもった形での農用地の集積・集約化を進めるなど、国際化に対応し得る生産性の高い農業の確立に努める。具体的には、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する基本構想の内容や、「人・農地プラン」の内容等に留意しつつ、農地中間管理機構を活用した認定農業者等の担い手への農地の集積・集約化を加速し、経営規模の拡大を図ること

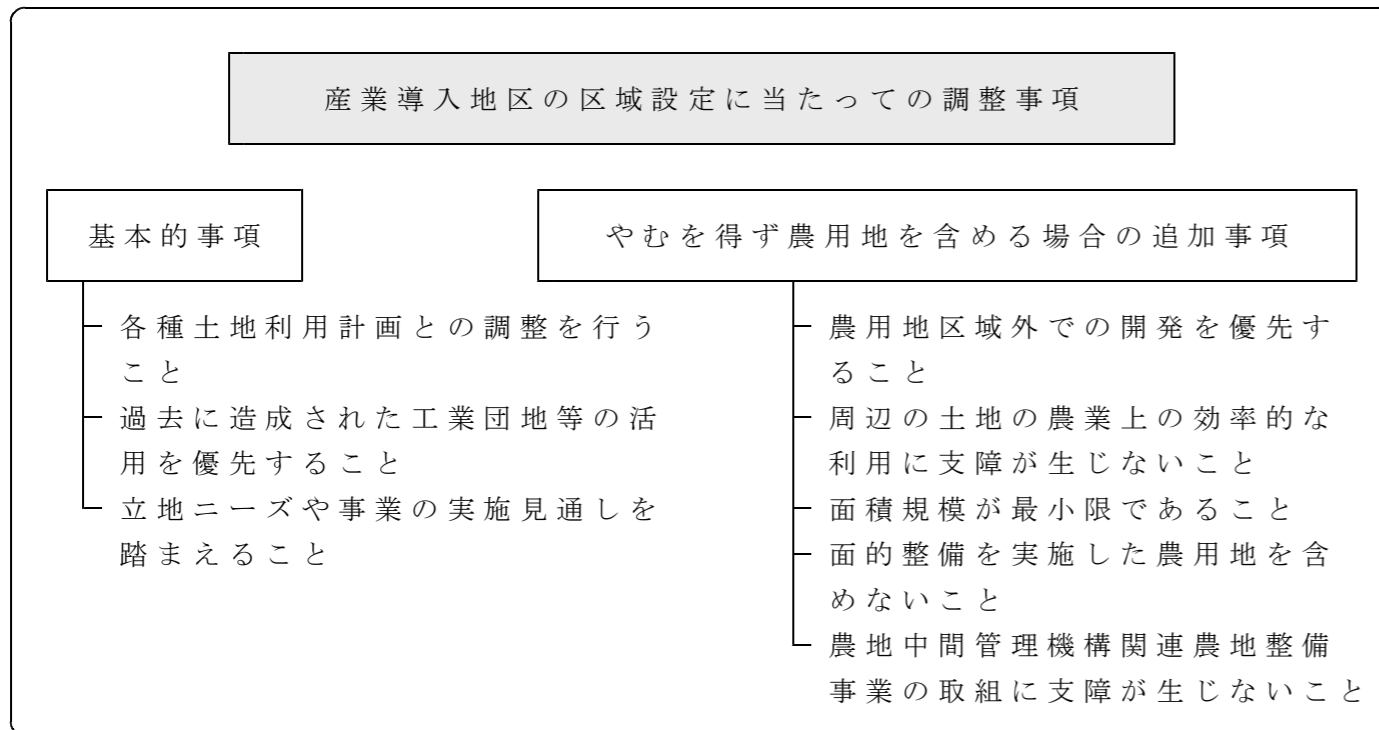
とで、生産コストの削減に努める。その際、担い手への農地の集積・集約化を進める中で農村地域における産業導入促進が農業構造の改善を阻害しないよう配慮する。

また、農業を支援する機能を有する産業と地域の農業が相互に補完しあい、農産物の高付加価値化等により農業の振興を図ることにも配慮する。

さらに、農業従事者の他産業への就業動向に即しつつ、農業生産基盤の計画的整備を重点的かつ効果的に推進するとともに農村地域における定住条件の整備を一体的に推進することにより、活力と潤いのある農村社会の建設を進める。

- 4 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針（本文省略）

【下図新設】



- 5 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項（省略）
- 6 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業の就業の円滑化に関する事項（省略）
- 7 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項
農村地域への産業の導入と相まって、農業構造の改善を図るため、地域の実情に

コストの削減に努める。その際、担い手への農地の集積・集約化を進める中で農村地域における産業導入促進が農業構造の改善を阻害しないよう配慮する。

また、農業を支援する機能を有する産業と地域の農業が相互に補完しあい、農産物の高付加価値化等により農業の振興を図ることにも配慮する。

さらに、農業従事者の他産業への就業動向に即しつつ、農業生産基盤の計画的整備を重点的かつ効果的に推進するとともに農村地域における定住条件の整備を一体的に推進することにより、活力と潤いのある農村社会の建設を進める。

- 4 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針（省略）

- 5 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項（省略）
- 6 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業の就業の円滑化に関する事項（省略）
- 7 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項
農村地域への産業の導入と相まって、農業構造の改善を図るため、地域の実情に

応じながら、次の施策を実施する。

(1) 担い手の育成・確保

本道農業の持続的な発展を図っていくため、本道の太宗を占める家族経営など地域農業を担う経営体の体質強化と経営安定に向けた支援を推進するとともに、農外からの新規就農者や農業後継者の育成・確保、農業法人の育成や家族経営を支える外部の営農支援組織の整備、女性農業者等が活躍できる環境づくりなどを推進する。

農用地の利用の集積に当たっては、地域において、「地域計画（人・農地プラン）」の策定・見直しを積極的に進める中で、農業者の将来の経営規模や農用地の利用に関する意向を踏まえ、農地の集積・集約化に向けた合意形成を図り、農地中間管理機構の事業など各種の農地流動化施策を積極的に推進し、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を実現する。

(2) 農業生産基盤及び農業施設の整備

本道農業の生産力・競争力の強化に向けて、スマート農業技術や野菜などの高収益作物の導入を容易とする農地の大区画化や排水対策、高品質で安定した生産を支える畑地かんがいなどの整備を推進するとともに、農業水利施設等の補修及び更新を段階的・継続的に行う戦略的な保全管理、農業水利施設の耐震化やため池等の決壊防止に向けた整備などの防災・減災対策を推進する。

また、道産農産物の競争力を高め、消費者や実需者のニーズに対応した安全・安心で良質な農産物及び加工食品の安定的な供給を図るため、生産コストの低減や高収益作物の導入、付加価値の向上、流通の効率化等に必要な農業生産近代化施設や流通加工施設の整備を推進する。

8 その他必要な事項

農村地域への産業の導入の円滑な推進を図るため、更に次の事項に留意する。

(1) 環境の保全等

実施計画の策定及びこれに基づく具体的な産業の導入に当たっては、環境基本法（平成5年法律第91号）、北海道環境基本条例（平成8年北海道条例第37号）等の環境関係諸法令に基づき、地域の特性を考慮し、必要に応じて環境に与える影響を調査検討し、優れた自然の保全及び森林、農地、水辺地等における自然環境の維持・形成に努める。

また、公害の防止はもとよりエネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適正なりサイクル・廃棄物処理等により、大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り増加させないよう努めるとともに、国の環境基本計画、北海道環境基本計画等の環境保全に関する計画との整合を図るなど農村地域の環境の保全に十分配慮する。

なお、産業の導入後においても、必要に応じ環境の監視、環境に与える影響についての調査検討のフォローアップ等を行う。また、事業者の講ずる環境保全対策についても積極的に指導を行う。

さらに、交通量の増加に伴う道路における危険を防止し、その他、交通の安

応じながら、次の施策を実施する。

(1) 担い手の育成・確保

本道農業の持続的な発展を図っていくため、本道の太宗を占める家族経営など地域農業を担う経営体の体質強化と経営安定に向けた支援を推進するとともに、農外からの新規就農者や農業後継者の育成・確保、農業法人の育成や家族経営を支える地域営農支援システムの整備、女性農業者等が活躍できる環境づくりなどを推進する。

農用地の利用の集積に当たっては、地域において、「人・農地プラン」の策定・見直しを積極的に進める中で、農業者の将来の経営規模や農用地の利用に関する意向を踏まえ、農地の集積・集約化に向けた合意形成を図り、農地中間管理機構の事業など各種の農地流動化施策を積極的に推進し、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を実現する。

(2) 農業生産基盤及び農業施設の整備

農地・農業水利施設は、農業生産に欠くことのできない基礎的な資源であり、良好な営農条件を備えた農地や健全な農業水利施設の確保と有効利用を図るため、農地の大区画化、汎用化、排水性強化のための整備や必要な用水を安定的に確保するための整備等を推進するとともに、更新期を迎える基幹水利施設や農地の保全に必要な施設等の計画的な維持管理・改修・更新等の整備を推進する。

また、道産農産物の競争力を高め、消費者や実需者のニーズに対応した安全・安心で良質な農産物及び加工食品の安定的な供給を図るため、生産コストの低減や高収益作物の導入、付加価値の向上、流通の効率化等に必要な農業生産近代化施設や流通加工施設の整備を推進する。

8 その他必要な事項

農村地域への産業の導入の円滑な推進を図るため、更に次の事項に留意する。

(1) 環境の保全等

実施計画の策定及びこれに基づく具体的な産業の導入に当たっては、環境基本法（平成5年法律第91号）、北海道環境基本条例（平成8年北海道条例第37号）等の環境関係諸法令に基づき、地域の特性を考慮し、必要に応じて環境に与える影響を調査検討し、優れた自然の保全及び森林、農地、水辺地等における自然環境の維持・形成に努めるとともに、公害の防止はもとよりエネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適正なりサイクル・廃棄物処理等により、大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り増加させないよう努めるとともに、国の環境基本計画、北海道環境基本計画等の環境保全に関する計画との整合を図るなど農村地域の環境の保全に十分配慮する。

なお、産業の導入後においても、必要に応じ環境の監視、環境に与える影響についての調査検討のフォローアップ等を行う。また、事業者の講ずる環境保全対策についても積極的に指導を行う。

さらに、交通量の増加に伴う道路における危険を防止し、その他、交通の安全と円滑化を図るとともに、道路の交通に起因する障害の防止に配慮する。

全と円滑化を図るとともに、道路の交通に起因する障害の防止に配慮する。

(2)～(5) (省略)

(6) 企業への情報提供等

道及び市町村は、産業導入地区に関する情報、企業に対する支援措置等について、企業等に周知を図るとともに、産業導入地区への産業の導入のあっせん活動を積極的かつ継続的に進める。また、地域の起業化支援事業への参画、新産業育成への支援、外資系企業へのPR活動等に関する情報交流を進める。さらに、立地後の企業についてもその定着化を図るために必要な指導その他の援助を行う。

これらを効果的に行うため、農村地域への産業の導入を円滑に推進するために農林水産省に設置された「農村地域産業導入支援施策活用窓口」の活用を図るとともに、農村地域への産業の導入に関する情報の収集及び提供、地方公共団体と企業との間に立ったあっせん活動、立地企業との情報交換・交流促進等を行う一般財団法人日本立地センター、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構等の活用に努める。

(7) (省略)

(8) 撤退時のルールについて

市町村は、立地企業が撤退した後の跡地の有効活用が可能となるよう立地企業がやむを得ず撤退する場合に備え、企業の撤退に関する情報を可能な限り早期に市町村に報告する仕組みや、撤退した場合、例えば施設の撤去義務、費用負担に関する事項及び施設を存置する場合の代替企業の確保義務の明確化等のルールを実施計画に盛り込み、市町村と企業間で企業の立地時にルールを定めておくよう努める。

(9) 実施計画のフォローアップ体制の確保

市町村は、産業導入地区、当該区域に係る土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模、導入産業への農業従事者の就業の目標、産業導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標、産業導入地区内の遊休地の解消状況、企業撤退時のルールづくり等について、自らが定期的に確認するとともに、当該確認の結果を国及び道と共有するよう努める。

確認の結果、遊休地の発生を始め産業導入促進が適切に進展していない場合や、農業従事者の就業の目標・農業構造の改善に関する目標の達成が明らかに見込まれないと認められる場合などにおいては、市町村は、その理由や今後の方策等について検討を行い、事業計画の変更、縮小及び廃止を含め制度運営の改善等を図る。この場合においても、当該検討結果等について、国及び道と共有するよう努める。

(2)～(5) (省略)

(6) 企業への情報提供等

道及び市町村は、産業導入地区に関する情報、企業に対する支援措置等について、企業等に周知を図るとともに、産業導入地区への産業の導入のあっせん活動を積極的かつ継続して進める。また、地域の起業化支援事業への参画、新産業育成への支援、外資系企業へのPR活動等に関する情報交流を深める。さらに、立地後の企業についてもその定着化を図るために必要な指導その他の援助を行う。

これらを効果的に行うため、農村地域への産業の導入を円滑に推進するために農林水産省に設置された「農村地域産業導入支援施策活用窓口」の活用を図るとともに、農村地域への産業の導入に関する情報の収集及び提供、地方公共団体と企業との間に立ったあっせん活動、立地企業との情報交換・交流促進等を行う一般財団法人日本立地センター、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構等の活用に努める。

(7) (省略)

(8) 撤退時のルールについて

市町村は、立地企業が撤退した後の跡地の有効活用が可能となるよう立地企業がやむを得ず撤退する場合に備え、企業の撤退に関する情報を可能な限り早期に市町村に報告する仕組みや、撤退した場合、例えば施設の撤去義務、費用負担に関する事項及び施設を存置する場合の代替企業の確保義務の明確化等のルールを実施計画に盛り込み、市町村と企業間で企業の立地時に定めておくよう努める。

(9) 実施計画のフォローアップ体制の確保

市町村は、産業導入地区、当該区域に係る土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模、導入産業への農業従事者の就業の目標、産業導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標、産業導入地区内の遊休地の解消状況、企業撤退時のルールづくり等について、自らが定期的に確認するとともに、当該確認の結果を国及び道と共有するよう努める。

確認の結果、遊休地の発生を始め産業導入促進が適切に進展していない場合や、農業従事者の就業の目標・農業構造の改善に関する目標の達成が明らかに見込まれないと認められる場合などにおいては、市町村は、その理由や今後の方策等について検討を行い、事業計画の変更、縮小及び廃止を含め制度運営の改善等を図る。この場合においても、当該検討結果等について、国及び道と共有するよう努める。

また、市町村は、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成29年法律第48号）の施行前にすでに定められた実施計画についても、フォローアップ体制を確保するよう努める。

(10) (省略)

【削除】

別表 1

- 1 自然公園法で指定する国立公園及び国定公園の特別地域（特別保護地区を含む。）
- 2 北海道立自然公園条例で指定する道立自然公園の特別地域
- 3 自然環境保全法で指定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
- 4 北海道自然環境等保全条例で指定する道自然環境保全地域、環境緑地保護地区、自然景観保護地区及び学術自然保護地区
- 5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律で設定する鳥獣保護区のうち特別保護地区
- 6 上記以外の法令で湿原、水辺植生、野生鳥獣の生息地等の保全のため、工場用地等の整備に当たり許可を要するとされている地域

別表 2

- 1 別表 1 の 1 又は同表の 2 の自然公園の普通地域
- 2 **【削除】**
- 2 別表 1 の 5 の鳥獣保護区のうち特別保護地区以外の地区
- 3 別表 1 の地域の周辺で、これらの地域等に影響を及ぼすおそれが大きい地域
- 4 その他の環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域等）

【削除】

市町村は、一部改正法の施行前にすでに定められた実施計画についても、フォローアップ体制を確保する。

(10) (省略)

(11) 新たな業種について

目標年次前においても、市町村と事業者の間で、産業導入地区の候補及び規模につき、ある程度具体的に話が進み、別表 3 【選定理由】(1)から(3)に基づき、新たな業種を選定する際には、あらかじめ道の関係部局との調整を行う。

別表 1

- 1 自然公園法で指定する国立公園及び国定公園の特別地域
- 2 北海道立自然公園条例で指定する道立自然公園の特別地域
- 3 自然環境保全法で指定する自然環境保全地域
- 4 北海道自然環境等保全条例で指定する道自然環境保全地域
- 5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律で設定する鳥獣保護区のうち特別保護地区
- 6 上記以外の法令で湿原、水辺植生、野生鳥獣の生息地等の保全のため、工場用地等の整備に当たり許可を要するとされている地域

別表 2

- 1 別表 1 の 1 又は同表の 2 の自然公園の普通地域
- 2 北海道自然環境等保全条例で指定する環境緑地保護地区、自然景観保護地区及び学術自然保護地区
- 3 別表 1 の 5 の鳥獣保護区のうち特別保護地区以外の地区
- 4 別表 1 の地域の周辺で、これらの地域等に影響を及ぼすおそれが大きい地域
- 5 その他の環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域等）

別表 3

【具体の業種】

<u>日本標準産業分類の中分類による区分</u>	
<u>コード</u>	
<u>1</u>	<u>農業（農地転用を伴う農業用施設における農業に限る）</u>
<u>9</u> ○	<u>食料品製造業</u>
<u>10</u> ○	<u>飲料・たばこ・飼料製造業</u>
<u>11</u> ○	<u>繊維工業</u>

- 12 ○ 木材・木製品製造業（家具を除く）
- 13 ○ 家具・装備品製造業
- 14 ○ パルプ・紙・紙加工品製造業
- 15 ○ 印刷・同関連業
- 16 ○ 化学工業
- 17 ○ 石油製品・石炭製品製造業
- 18 ○ プラスチック製品製造業
- 19 ○ ゴム製品製造業
- 21 ○ 窯業・土石製品製造業
- 22 ○ 鉄鋼業
- 23 ○ 非鉄金属製造業
- 24 ○ 金属製品製造業
- 25 ○ はん用機械器具製造業
- 26 ○ 生産用機械器具製造業
- 27 ○ 業務用機械器具製造業
- 28 ○ 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 29 ○ 電気機械器具製造業
- 31 ○ 輸送用機械器具製造業
- 32 ○ その他の製造業
- 44 ○ 道路貨物運送業
- 47 ○ 倉庫業
- 48 ○ 運輸に附帯するサービス業
- 50 ○ 各種商品卸売業
- 52 ○ 飲食料品卸売業
- 53 ○ 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
- 54 ○ 機械器具卸売業
- 55 ○ その他の卸売業

○ 実施計画に記載され、立地済みの業種

【選定理由】

(1) 安定した就業機会の確保

導入する業種は、地域の農業者の安定した就業機会が確保され常用雇用者が常駐化する業種を選定するものとし、就業機会が創出されとしても、雇用創出効果に比して広大な施設用地を要する形態の業種については、選定しないものとする。

(2) 雇用構造の高度化

導入する業種は、農業と導入産業との均衡ある発展を図るため、農村地域における労働力の効率的かつ適正な配分に資する業種を選定するものとし、農村地域に住むそれぞれの住民の希望及び能力に従って就業が行われ、所得の向上が図られるものとする。

(3) 公害の防止、自然環境の保全、生活環境の保全及び地域産業等との調和

導入する業種は、周辺地域の他産業や住民の事業環境や生活環境への影響に懸念が生じないよう、市町村の都市計画の方針に適合するものであるとともに、やむを得ず広域的に大規模な集客性のある施設を導入する場合には、周辺環境や土地利用、広域的な交通流態等に重大な影響を及ぼすおそれのない業種を選定するものとする。

(4) 上記(1)～(3)に加え、業種毎に産業の立地ニーズや事業の実現の見通しなどについて、市町村と事業者との間で具体的な協議が進められているものを下記から選定するものとする。

① 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業、道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、各種商品卸売業、飲食料品卸売業、建築材料・鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業については、既に実施計画に記載された立地済みの業種であり、地域における雇用の確保に加え、本道の基幹産業である農林水産業や食の関連産業として寄与している。

② 農業については、農産物の生産に寄与するため、新たに選定する。